

東京都島しょ等町村営水道事業検討会設置要綱

(目的)

第1条 「水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）」の趣旨や水道事業を取り巻く状況の変化を踏まえ、東京都の島しょ等の町村営水道事業の強靱化及び持続性の確保に向け、基盤強化や広域的な連携について、関係局による検討を進めるため、「東京都島しょ等町村営水道事業検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、東京都の町村営水道事業に関する次に掲げる事項について検討を行う。

- 一 基盤強化に関すること
- 二 広域的な連携に関すること
- 三 その他検討が必要な事項

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 検討会には座長を置き、委員の互選により定める。
- 3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 4 座長が特に必要と認めた場合は、臨時委員を置くこと及び関係者を出席させることができる。

(検討会の開催)

第4条 検討会は、必要の都度、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があるときは、検討会に委員以外の者の出席を求め、検討会はその意見を聴くことができる。
- 3 座長が必要と認める場合は、書類の回議をもって会議に替えることができる。

(部会)

第5条 座長は、必要があるときは、検討会の合意を得て、専門的事項に応じて部会を設置することができる。

- 2 部会は、座長の付議を受けて、第2条第1号から第3号までに定める所掌事項について調査検討を行い、その結果を座長に報告する。
- 3 部会は、座長の指名する委員をもって構成する。

- 4 部会長については、第3条を準用し、「検討会」を「部会」、「座長」を「部会長」と読み替えるものとする。
- 5 部会の開催については、第4条を準用し、「検討会」を「部会」、「座長」を「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 検討会及び部会の庶務は、保健医療局健康安全部環境保健衛生課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総務局行政部長
総務局多摩島しよ振興担当部長
総務局行政部市町村課長
水道局総務部長
水道局特命担当部長
水道局給水部長
水道局経営改革推進担当部長
水道局総務部主計課長
水道局総務部経営改革推進担当課長
水道局総務部施設計画課長
水道局給水部管理課長
保健医療局健康安全部長
保健医療局健康安全部健康安全課長
保健医療局健康安全部環境保健衛生課長
保健医療局健康安全部環境衛生専門課長